

守口市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要

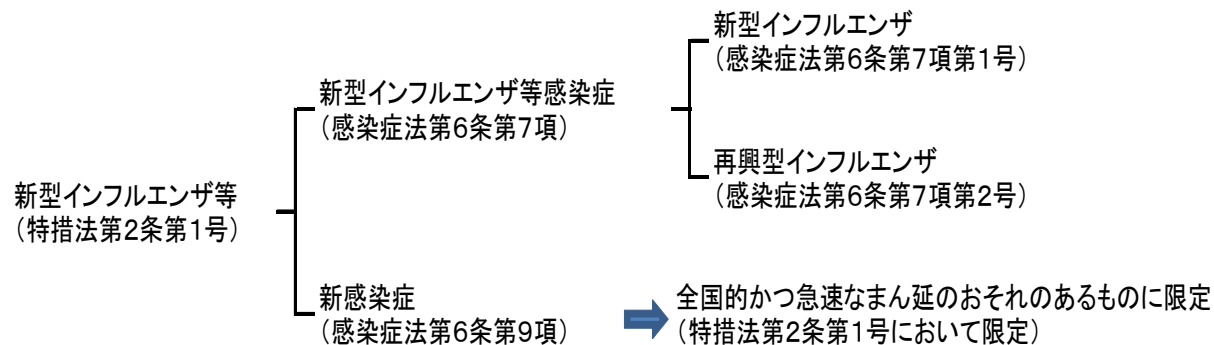
守口市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要

I. 計画策定の背景

- 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- 本年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制を整備する必要がある。
- 本市においては、平成21年度に行動計画を策定し、パンデミックに備えて事前準備に努めてきたところであるが、特措法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため、新たに行動計画を策定する。

※今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

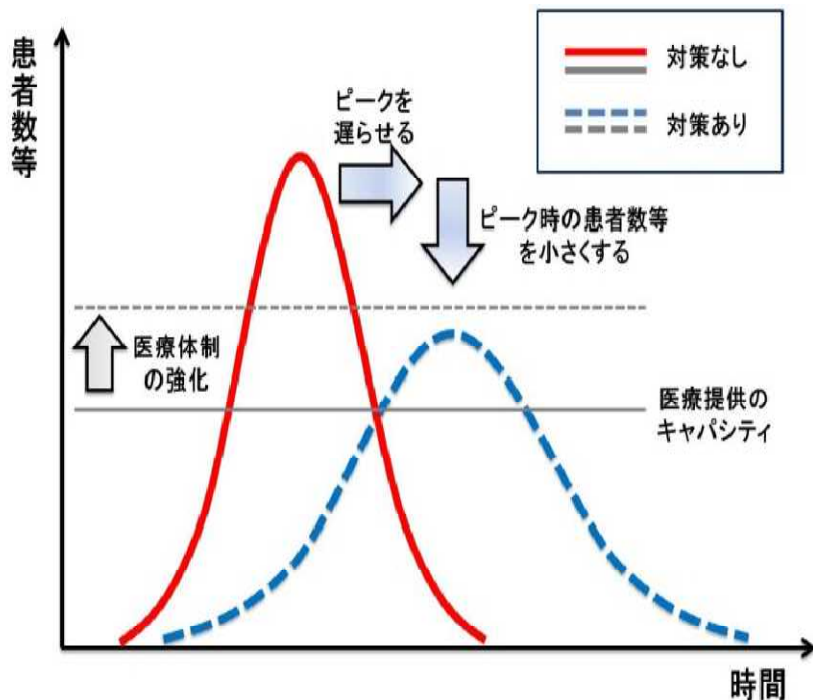
II. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



Ⅲ. 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
 - 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える
- ※社会の状況に応じて臨機応変に対応する
 ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮

<対策の効果 概念図>



<被害想定>

	全国	大阪府	守口市
人口	約1億2,806万人	約886万人	約15万人
罹患者数(25%)	約3,200万人	約220万人	約3.7万人
受診患者数	約2,500万人 (上限値)	約173万人 (上限値)	約3万人 (上限値)
入院患者数	約53万人 (上限値)	約3万7千人 (上限値)	約630人 (上限値)
死亡者数	約17万人 (上限値)	約1万2千人 (上限値)	約200人 (上限値)
1日あたり最大 入院患者数(流行 発生から5週目)	約10万1千人	約7千人	約120人

IV. 行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 特措法で新たに規定された各種の対策や措置とその運用を記載
- 政府及び府行動計画に基づき、市の役割を明記

項目	特色	期待する効果
(1)体制整備	●市長を本部長とした対策本部の設置(法定)	市長の権限強化
(2)まん延防止	●新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策 ・不要不急の外出自粛要請(府と連携) ・施設の使用や催物の制限要請、指示(府と連携)	感染拡大の可能な限りの抑制
(3)予防接種	●住民に対する予防接種体制の整備	適切な接種体制の確
(4)医療・サーベイランス体制	●医療体制の整備 ・臨時の医療施設として転用できる施設や帰国者・接触者外来を設置する予定の医療機関等のリストの作成 ・府の搬送体制確保への協力 ・府が実施するサーベイランスへの協力(学校サーベイランス)	医療提供体制の確保 ウイルス侵入監視強化
(5)市民生活・市民経済の安定の確保	●物資、資材の備蓄 ●要援護者への生活支援 ●埋葬・火葬の特例 ●事業者に対する感染予防策の要請	社会機能維持
(6)留意点	●基本的人権の尊重 ●危機管理としての特措法の性格 ●関係機関相互の連携協力の確保 ●記録の作成・保存	

発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・事前準備 ・府内発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内発生に備えて体制の整備 ・府内発生の遅延と早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に ・市民生活・経済への影響の最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画、業務継続計画の策定 ・連携体制の確立 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整会議を設置し、各部署での対策の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の拡大に伴う対策の変更決定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の見直し
サーベイランス情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて地域の実情に合ったサーベイランスの実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・府等の要請に応じ適宜協力(学校サーベイランス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きサーベイランスの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校サーベイランスを通常の体制に戻す 	<ul style="list-style-type: none"> ・再流行を探知するため実施するサーベイランスに協力
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供、共有について庁内外の体制整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段による情報提供 ・コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・コールセンター等の充実強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・コールセンター等の継続 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベル、地域職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の準備、開始 ・住民に対する予防接種の準備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への手洗い、咳エチケットの勧奨 ・住民に対する予防接種の準備、開始 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への手洗い、咳エチケットの勧奨 ・住民に対する予防接種の継続 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の組成 ・地域における医療体制整備 ・感染期に備えた医療の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・府の搬送体制確保への協力 ・帰国者・接触者センターの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、府の搬送体制確保への協力 ・医療機関への診療情報等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で療養する患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制に戻す
市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の把握 ・物資及び資材等の備蓄 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防策の準備 ・埋火葬の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者として適切な行動の呼びかけ ・事業者へ売惜しみ等生じないように要請 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者として適切な行動の呼びかけ ・事業者へ売惜しみ等生じないように要請 等 	<ul style="list-style-type: none"> ※緊急事態宣言発出時 ・緊急事態措置の縮小もしくは中止 ・中止していた業務の再開 等
			<ul style="list-style-type: none"> ※緊急事態宣言発出時 ・登録事業者は事業継続 ・水の安定供給 ・生活関連物資の価格の安定 ・要援護者への生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ※緊急事態宣言発出時 ・緊急事態措置の縮小もしくは中止 ・中止していた業務の再開 等 	